

別添97 使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、次の自動車（最高速度が90km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）であって平成15年8月31日までに製作された自動車に備える速度抑制装置に適用する。

- (1) 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上のもの
- (2) 前号の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

2. 定義

- 2.1. 「設定速度」とは、速度抑制装置が作動しているときの自動車の目標平均速度をいう。
- 2.2. 「安定速度」とは、速度抑制装置の作動により安定した速度に制御されている状態における自動車の平均速度をいい、最初にその速度に達した時点の10秒後からさらに20秒以上後までの間の平均速度とする。
- 2.3. 「最大速度」とは、速度抑制装置の作動後の最初の半周期で自動車が到達する最高の速度をいう。

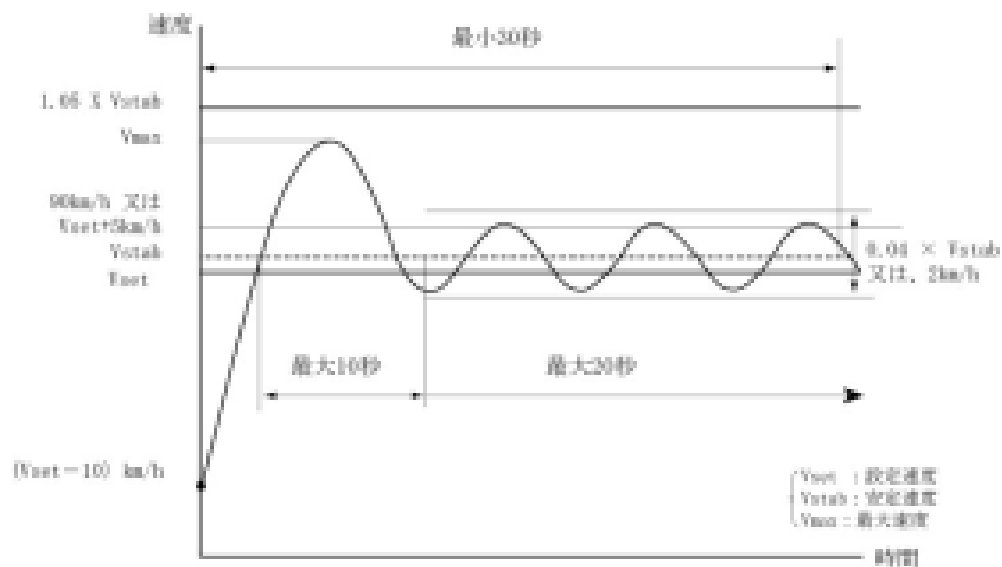


図1 速度抑制装置により制御された速度の時間履歴

3. 一般規定

- 3.1. 速度抑制装置は、自動車がその設定速度で走行しているときに、アクセルペダル等の加速装置の操作により自動車が加速しないものでなければならない。
- 3.2. 速度抑制装置の設定速度は、90km/h以下の任意の速度とする。また、速度抑制装置は、自動車使用者等により、設定速度の変更及び設定の解除ができるものであってはならない。

- 3.3. 速度抑制装置は、運行に十分耐え、かつ、誤作動等があった場合であっても、アクセルペダルの踏み込み量等の加速装置の状態によって定まる原動機の出力を超える出力を増加させるものであってはならない。
- 3.4. 速度抑制装置は、複数の加速装置がある場合には、全ての加速装置について作動するものでなければならない。
- 3.5. 速度抑制装置は、車両の主制動装置を作動させるものであってはならない。また、速度抑制装置は、燃料の供給を最小とした後に限り、補助制動装置を作動させることができるものとする。
- 3.6. 速度抑制装置及びその作動に必要な接続部（分離することにより自動車が正常に運行できなくなる接続部を除く。）は、封印の取付け又は接続の分離に特殊な工具が必要な構造とすることにより、速度抑制装置の機能を損なう改変又は速度抑制装置への電力等のエネルギー供給の遮断が防止できるものでなければならない。ただし、自動車が停止している間に、速度抑制装置の機能が、確認できるものについてはこの限りでない。

4. 試験

本技術基準の要件への適合性は、試験路試験、シャシ・ダイナモメータ試験又はエンジン台上試験のいずれかの試験により確認する。

4.1. 試験路試験

4.1.1. 試験自動車の状態

- 4.1.1.1. タイヤの空気圧は諸元表に記載された値であること。また、タイヤは慣らしを行ったものであること。
- 4.1.1.2. 試験自動車の重量は車両重量であること。ただし、スペア・タイヤ及び車両積載工具を備えた自動車にあっては、これらを取り付けた状態で試験を行うことができる。
- 4.1.1.3. 試験は、試験自動車に運転者及び計測員を乗車させ、また、試験機材を積載した状態で行うことができる。

4.1.2. 試験路の特性

- 4.1.2.1. 試験路表面は平坦舗装路とし、勾配は2%を超えず、かつ、1%を超える変動がないこと。ただし、横断勾配によるものを除く。
- 4.1.2.2. 試験路表面には水たまり、積雪又は結氷がないこと。

4.1.3. 天候条件

- 4.1.3.1. 平均風速は6m/s未満であること。また、最大風速は10m/sを超えないこと。

4.1.4. 加速試験

4.1.4.1. 試験方法

- 4.1.4.1.1. 自動車について、設定速度より10km/h低い速度からアクセルペダルを全開にする等加速装置を最大限に操作し、可能な限り急加速させ、自動車の速度が安定した後にも加速装置の操作状態を30秒以上維持する。試験中の自動車の速度を記録し、速度－時間線図を作成する。この場合において、速度の測定精度は±1%以内、時間の測定精度は

0.1秒以内であること。

4.1.4.1.2. 試験は理論的に設定速度を超える速度で走行しうる全ての変速比において実施する。

4.1.4.2. 判定基準

この試験において、自動車の速度は、次の要件を満たさなければならない。

4.1.4.2.1. 安定速度は設定速度に5km/hを加えた速度及び90km/hを超えてはならない。

4.1.4.2.2. 最初に安定速度に達した後、最大速度は安定速度に1.05を乗じた速度を超えてはならない。

4.1.4.2.3. 速度の変化の幅は、最初に安定速度に達してから10秒以内に、安定速度の4%に相当する速度又は2km/hのうちいずれか大きい方を超えないように制御されなければならない。

4.2. シャシ・ダイナモメータ試験

4.2.1. シャシ・ダイナモメータの条件

等価慣性重量は、試験車両の車両重量の±10%以内の精度で設定すること。

4.2.2. 加速試験

4.2.2.1. 試験方法

4.2.2.1.1. 自動車について、設定速度より10km/h低い速度からアクセルペダルを全開にする等加速装置を最大限に操作し、可能な限り急加速させ、自動車の速度が安定した後も加速装置の操作状態を20秒以上維持する。試験中の自動車の速度を記録し、速度－時間線図を作成する。この場合において、速度の測定精度は±1%以内、時間の測定精度は0.1秒以内であること。

4.2.2.1.2. 試験中のシャシ・ダイナモメータの負荷は、試験自動車の前進走行抵抗±10%以内の精度で設定する。また、負荷は、国が適当であると認める場合に限り、原動機の最高出力に0.4を乗じたものとするができる。

4.2.2.1.3. 試験は理論的に設定速度を超える速度で走行しうる全ての変速比において実施する。

4.2.2.2. 判定基準

この試験において、4.1.4.2.で規定する要件を満たさなければならない。

4.3. エンジン台上試験

本試験方法は、本試験が試験路試験における測定と等価であると国が認める場合に限り実施することができる。

5. 表示

本技術基準の要件に適合している速度抑制装置を装備している自動車には、以下の様式による標識を車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示することとする。



備考

- 1 形状は、車両の後面に表示するものについては直径が130mm以上の円、車室内に表示するものについては直径が30mm以上の円とする。
- 2 文字の高さは、車両の後面に表示するものについては25mm、車室内に表示するものについては7mm以上とする。
- 3 色彩は、文字を黒色とし、地を黄色とする。

第7号様式

1/3

使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書

試験期日 平成 年 月 日 試験機関： 印
(Test date: Y M D) (Test site)

発行番号： 車台番号：
(Chassis number)

1. 試験自動車
(Test vehicle)

車名・型式（類別）： 車台番号：
(Make・Type) (Variant)) (Chassis number)

原動機型式・最高出力： kW {PS} /rpm 変速機の種類：
(Engine type・Maximum power) (Transmission type)

車両の重量： kg 試験時車両重量： kg
(Vehicle mass) (Test vehicle mass)

タイヤサイズ： 前輪： 後輪：
(Tire size) (Front wheel) (Rear wheel)

設定速度を超えられる変速段： 減速比：
(Gear of set speed to be exceeded) (Final gear ratio)

2. 速度抑制装置の仕様
(Speed limitation device (SLD))

製作者： 形式：
(Manufacturer name of SLD) (Type of SLD)

設定速度： km/h
(Set speed)

3. 試験条件
(Test condition)

天候： 風向： 風速：
(Weather) (Wind direction) (Wind velocity) m/s

4. 試験機器 (Test equipment)

速度測定装置：
(Vehicle speed measuring device)

シャシダイナモメータ：
(Chassis dynamometer)

エンジンダイナモメータ：
(Engine dynamometer)

5. 総合判定
(Test results)

適 ・ 否

6. 備考
(Remarks)

※ この試験成績書は、車検時に使用しますので自動車検査証と一緒に大切に保管してください。

第7号様式

2/3

速度抑制装置の改変を防止する措置について

1. 改変防止策

該当する方の□を塗りつぶすこと。(2) その他改変防止策を塗りつぶした場合は、その防止策の内容を記述すること。

☐ (1) 剥がすと再度貼れなくなる特殊なシール等による封印

☐ (2) その他の改変防止策

防止策の内容

2. 改変防止策の図面等

封印位置やその他の改変防止策が具体的に分かるように図面・写真等を貼付すること。

3. 車検時における改変防止策の確認方法

※ その他資料がある場合は、添付すること。

第7号様式

3/3

1. 加速試験

(Acceleration test)

変速段（変速比） (Gear position (Gear ratio))							
--	--	--	--	--	--	--	--

安定速度90km/h以下 (A not more than 90km/h to stabilized speed)	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail
安定速度と設定速度の差 (A difference to set speed and stabilized speed)	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail

最初に安定速度に達した後

After the stabilized speed is reached for the first time:

最大速度が安定速度を超える量 (Maximum speed shall exceed stabilized speed)	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail
速度変化率 (The rate of change of speed)	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail

安定した速度に制御されたとき

When stable speed control has been achieved:

安定速度との速度変化 (Stabilized speed conditions)	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail
速度変化率 (The rate of change of speed)	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail

2. 定常速度試験

(Steady speed test)

変速段（変速比） (Gear position (Gear ratio))														
試験回数 (Test number)	平均速度 (Average speed) (km/h)	平均 安定速度 (Stabilized average speed) (km/h)	平均速度 (Average speed) (km/h)	平均 安定速度 (Stabilized average speed) (km/h)	平均速度 (Average speed) (km/h)	平均 安定速度 (Stabilized average speed) (km/h)	平均速度 (Average speed) (km/h)	平均 安定速度 (Stabilized average speed) (km/h)	平均速度 (Average speed) (km/h)	平均 安定速度 (Stabilized average speed) (km/h)	平均速度 (Average speed) (km/h)	平均 安定速度 (Stabilized average speed) (km/h)	平均速度 (Average speed) (km/h)	平均 安定速度 (Stabilized average speed) (km/h)
	往復 (Way)		往復 (Way)		往復 (Way)		往復 (Way)		往復 (Way)		往復 (Way)		往復 (Way)	
	復路 (Back)		復路 (Back)		復路 (Back)		復路 (Back)		復路 (Back)		復路 (Back)		復路 (Back)	
1														
2														
3														
4														
5														

平均安定速度90km/h以下 (A not more than 90km/h to stabilized average speed)	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail
平均安定速度と設定速度の差 (A difference to set speed and stabilized average speed)	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail
平均安定速度の差 (A difference to stabilized average speed)	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail	適 ・ 否 Pass ・ Fail

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2003. 9. 26】

別添97（使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準）